

令和3年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年6月1日（火）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第21号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第22号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第10号 登録の移替えをした者について
 - 報告第11号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第12号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第13号 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

午前8時55分

石井書記長 それでは第5回三種町選挙管理委員会を開会いたします。始めに嶋田委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き進行の方もよろしくお願いいたします。

嶋田委員長 改めておはようございます。

日々お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。少し肌寒く感じる日が続いていますが、今日から6月ということで、明日明後日辺りから暖くなる予報のようです。寒暖の差が激しいので皆さんお身体には十分お気を付け下さい。

コロナ関係もワクチン接種が始まりましたし、ここ数日は陽性者が0人ですので、このまま落ち着いて行ってくれば良いなと思います。

今日は定時登録の案件となりますので、よろしくお願いいたします。

そうすれば、引き続き会議に入りたいと思います。本日の会議録の署名委員ということで、大沢委員と加賀谷委員にお願い致します。

それでは、案件の議案第２１号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。それでは議案第２１号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第２２条第１項の規定により、令和３年６月１日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「１」の新有権者登録については、令和３年６月１日までに満１８歳に達する方で、生年月日では平成１５年４月６日から平成１５年６月２日までの方が対象となります。人数は、男５人、女１０人、計１５人となります。

次に、「２」の転入登録については、令和３年３月１日以前より引き続き三種町に居住され３ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和２年１２月１８日から令和３年３月１日までに転入した方で、人数は、男２人、女７人、計９人。

よって、本日の登録者総数は、男７人、女１７人、合計２４人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、１頁に、転入登録につきましては、２頁に記載しております。

議案第２１号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

そうすれば、何も無いようでございますので、議案第３号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長

次に、議案第２２号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記

はい。議案第２２号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第２８条の規定により、令和３年６月１日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和3年4月3日から令和3年5月31日までの方が対象で、男30人、女26人、計56人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、令和3年1月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和2年12月4日から令和3年1月31日までとなります。人数は、男17人、女16人、計33人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男47人、女42人、合計89人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁～4頁、転出抹消は5頁に記載しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。それでは確認終わりました、ないようでございますので、議案第22号を原案どおり決定することと致します。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第10号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第10号「登録の移替えをした者について」。

令和3年6月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和3年3月3日から令和3年5月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男19人、女26人、合計45人となります。

別冊名簿の6頁～9頁に対象者を掲載しております。なお、No. 19、42の方は転居してから亡くなられたので、移替え、抹消名簿どちらにも記載されています。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

加賀谷委員 同一人物と思われる方が2箇所に記載されていますが。

畠山書記 期間内に2度転居されたことによりこのような記載となっています。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ないようですので、報告第5号を原案どおり承認することと致します。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 続きまして、報告第11号と報告第12号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第11号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、
報告第12号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明
をお願い致します。

畠山書記 はい。報告第11号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は284である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回6月定時登録の抹消者数が89人、登録者数が24人、差引きしました今回の名簿登録者数が男6,541人、女7,638人、合計で14,179人となり、前回の選挙時登録から65人の減となっております。この14,179人の50分の1の数が284となります。

続きまして、報告第12号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,727

である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,727となります。

以上で、報告第11号と第12号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第11号、12号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第11号、第12号を原案どおり決定致します。続きまして報告第13号「選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第13号「選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について」令和2年度における選挙人名簿抄本の閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

ご説明致します。選挙人名簿は常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように公職選挙法で定められており、その閲覧状況を少なくとも年1回公表しなければならないことになっております。別紙をご覧ください。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの閲覧状況を公表するものであります。公表の方法は、町のホームページにて公表いたします。以上報告させていただきます。

嶋田委員長 はい。今事務局から報告がありましたように、閲覧状況の公表についてです。これは希望する個人に公表するということですか。

畠山書記 いえ。少なくとも年1回公表することになっておりますので、個人ではなくホームページで公表することとしています。

嶋田委員長 告示と同じようなことですね。

畠山書記 はい。そのとおりです。

嶋田委員長 これについては、承認でよろしいでしょうか。

(各委員「はい」。の声あり)

本日の提出の案件については終わりました。

嶋田委員長 はい、そうすれば本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長　それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時30分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長

署名委員 _____

署名委員 _____